

【気になる話題 ～最近の国の動きから～】

1. 結核に関する特定感染症予防指針の一部改正について

厚生労働省は、「結核に関する特定感染症予防指針」の一部改正を平成 23 年 5 月 16 日付で施行しました。平成 27 年までの具体的な成果・事業目標として以下をあげています。

平成 27 年までの成果・事業目標
<ul style="list-style-type: none">・人口 10 万人対結核り患率を 15 以下とする・肺結核患者のうち再治療を受けている者の割合を 7%以下とする・全結核患者に対する DOTS（直接服薬確認療法）実施率を 95%以上とする・治療失敗・脱落者を 5%以下とする・潜在性結核感染症治療開始者のうち治療完了者を 85%以上とする

「結核に関する特定感染症予防指針」全文はこちら

URL : <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H110517H0011.pdf>

2. 麻しん・風しん（MR）ワクチンの定期接種対象者の追加について

内閣は、平成 23 年 5 月 20 日付けの政令（政令第百四十四号）で「予防接種法施行令」の一部を改正し、麻しん・風しんのワクチン定期接種対象者を拡大しました。新たに対象となったのは、年度中に満 17 歳となる者で、平成 24 年 3 月 31 日までの適用となります。

追加対象者	適用期間
年度中に満 17 歳となる者 （高校 2 年生相当）	平成 23 年 5 月 20 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで

（感染症情報センター 記）